

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....（漁業管理課）	57
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	58
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（維持管理防災課）	58

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	59
------------------------	----

道企業局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	59
----------------------	----

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	62
------------------------	----

告 示

北海道告示第236号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年4月30日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- 履行期間 令和6年7月25日から同年9月2日まで
- 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。

- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 造船所内に総トン数500トン型船舶（鋼船）を入渠^{きよ}できる引揚船台等の設備を有していること。
- 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年5月1日（水）から同月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- 入札日時 令和6年6月11日（火）午前10時（送付による場合は、同月6日（木）午後5時までに必着）

- 開札場所 (1)に同じ。
- 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- 交付場所 4に同じ。
- 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486

- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOUMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 11, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 6, 2024)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

- 北海道告示第237号**
- 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。
- 令和6年4月30日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 保安林の所在場所 松前郡福島町字三岳544地先・550地先・551地先・554地先・556地先・557地先・563地先・550・557・564（以上7筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、551、552、554から556まで、558から563まで

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 北海道告示第238号**
- 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
- 令和6年4月30日
- 北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ145の7地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 北海道告示第239号**
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
- その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
- 令和6年4月30日

北海道知事 鈴 木 直 道	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
音更宝来南2条6丁目その2地区急傾斜地崩壊危険区域	(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号とを結んだ線によって囲まれた区域	(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
郡 町 字 地番 標柱番号	道 企 業 局 告 示
河東郡 音更町 ひびき野東町一丁目 2番1 1	北海道企業局告示第13号
同 同 宝来南一条六丁目 2番4 2	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
同 同 同 2番74 3	なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
同 同 同 同 4	令和6年4月30日
同 同 同 2番21 5	北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄
同 同 宝来南二条六丁目 1番3 6	1 入札に付する事項
同 同 ひびき野東町一丁目 3番12 7	(1) 調達をする特定役務の名称、事業内容及び事業規模
同 同 同 3番5 8	ア 事 業 名 苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（中継ポンプ場建設）
同 同 同 15番 9	イ 事 業 内 容
同 同 同 2番4 10	(ア) 施 工 業 務
	(イ) 設計業務及び工事監理業務
	ウ 事 業 規 模 計画配水量 24,000㎡／日
	(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
	(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
	(4) 履 行 場 所 苫小牧市
	(5) 本事業は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と本事業の価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に高度な技術提案を求める総合評価落札方式の試行事業である。
	なお、技術提案の対象は施工業務のみとする。
	(6) 本事業は、設計が完了した後に、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の試行事業である。
	(7) 事業予算額 約29億1千万円
	(8) 分別解体等の実施の義務付け
	本事業における施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた事業である。
道立衛生研究所告示	
北海道立衛生研究所告示第16号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
令和6年4月30日	
北海道立衛生研究所長 人 見 嘉 哲	
1 随意契約に係る物品等の名称及び数量	
A重油（1リットル当たりの単価）	
2 随意契約の相手方を決定した日	
令和6年4月19日	
3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏 名 札幌アポロ株式会社	
(2) 住 所 札幌市中央区南5条西10丁目1015番地	
4 随意契約に係る契約金額	
84円00銭	
5 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
6 随意契約によった理由	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。	

(9) 本事業は、「週休2日工事」の対象事業である。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) コンソーシアムの結成

ア 入札参加者は企業連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成すること。

イ コンソーシアムの構成企業数は、1の(1)のイの(ア)に参加を希望する者が2者又は3者、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する者が1者以上とすること。

ウ 1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する構成企業の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定め、コンソーシアム協定を締結すること。

エ 本事業の入札に参加するコンソーシアムの構成企業は、他のコンソーシアムの構成企業として参加する者でないこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、支出負担行為担当者と協議するものとし、支出負担行為担当者がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。

(2) 入札に参加を希望する全ての者に必要な要件

ア コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

イ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加が除外されていないこと。

ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成企業である場合を除く。）。

(3) 施工業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 代表企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上であること。

ウ 代表企業以外の構成企業は、アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が970点以上であること。

エ 過去20年間（平成16年度から令和5年度）に、工業用水道又は上水道における、延床面積400㎡以上のポンプ場、若しくは浄水場の新築工事を元請として施工した実績を構成企業のうち1社以上が有すること。ただし、構成企業が3社の場合は2社以上が満たしていること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比

率が20パーセント以上のものに限るものとする。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

キ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を施工業務に専任で配置できること。

ク 本事業における施工業務は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置すること。

コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

(4) 設計業務及び工事監理業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち建築設計の資格を有する者であり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所登録及び「上水道及び工業用水道」の建設コンサルタント登録を有すること。

イ 過去20年間（平成16年度から令和5年度）に、工業用水道又は上水道における送配水能力が8,000㎥／日以上ポンプ場、若しくは処理能力が8,000㎥／日以上の浄水場の新設の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、構成企業が2社以上の場合は1社以上が満たしていること。

なお、設計等共同体として完了した実績は、当該共同体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものに限るものとする。

ウ 設計業務及び工事監理業務の実施に当たり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

エ 建築設計を担当する技術者と建築工事監理業務を担当する技術者は、別の者を配置すること。

(5) その他本事業の実施に当たり特段に必要な資格等の要件は、入札説明書による。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和6年4月30日（火）から同年5月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道企業局総務課

- (3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。
- 4 入札参加資格の審査
- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年6月7日（金）までに書面により通知する。
- (2) 以下の期日を提出期限として、技術提案書等の提出を要請する。
技術提案書等の提出期限 令和6年8月30日（金）
- 5 契約条項を示す場所
3の(2)に同じ。
- 6 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館10階 北海道企業局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道企業局総務課）
- (2) 入札日時 令和6年11月13日（水）午前10時（送付による場合は、同月12日（火）までに必着）
- (3) 初度の入札書提出時に事業費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。
また、送付により入札する場合は、内訳書を必ず同封することとし、内訳書は返還しない。
なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当事業となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。
- (4) その他
入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- 7 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 8 契約保証金
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16並びに北海道財務規則

- （昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条の定めるところによる。
- 9 同種工事の調達に関する事項
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無
- 10 入札説明書等の交付に関する事項
入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。
- (1) 交付期間 令和6年4月30日（火）から同年5月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和6年4月30日（火）午前9時から同月5月30日（木）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。
- (2) 交付場所 3の(2)に同じ。
なお、インターネットによる場合は次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。
「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）
- (3) 交付方法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。
なお、北海道企業局総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (4) 費用 無料とする。
- 11 送付による入札
認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
- 12 落札者の決定方法等
- (1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、「高度技術提案型総合評価落札方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。
- (2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、「高度技術提案型総合評価落札方式実施要領」の「落札者決定基準」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。 13 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 14 契約書作成の要否 要する。 15 予 定 価 格 等 (1) 予 定 価 格 事後公表とする。 (2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格 設定している。 16 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。 (2) 入 札 書 記 載 金 額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、構成企業の一部に免税事業者がいるときは、コンソーシアム消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (4) 技術提案は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の通知後に受け付ける。 (5) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。 (6) 技術提案を適正と認め、施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の施工に関する落札者の責任は軽減されるものではない。 また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。 (7) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道企業局総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 ウ 電 話 番 号 011-204-5672	17 Summary A Subject matter of the contract : Laying work for Industrial water relay pumping station of Tomakomai Industrial water area B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 13, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than November 12, 2024) C Contact : Administive Division, Bureau of Public Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5672 道教育委員会教育長告示 北海道教育委員会教育長告示第54号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和6年4月30日 北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム運用業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月28日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 4 随意契約に係る契約金額 69,500,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
--	---